



令和3年8月から

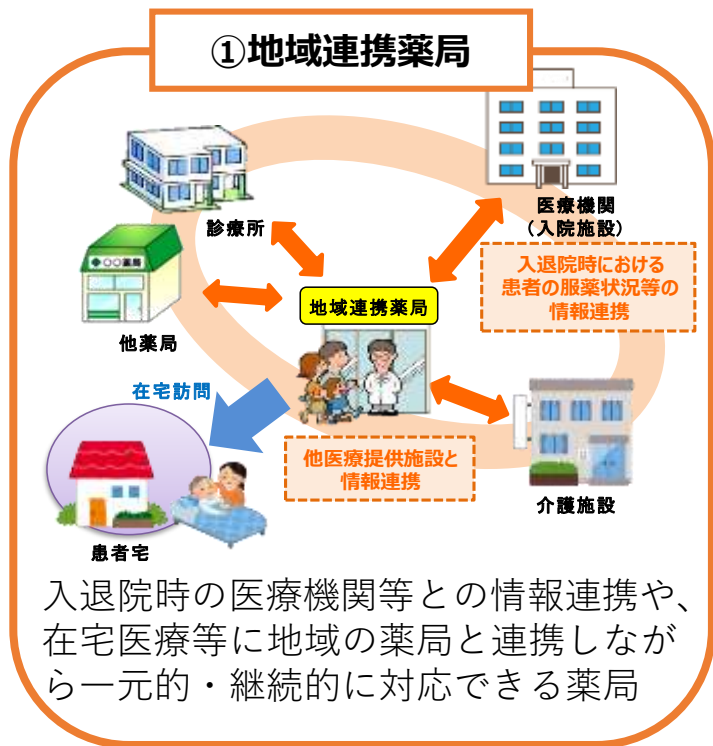
# 認定薬局制度が始まります！



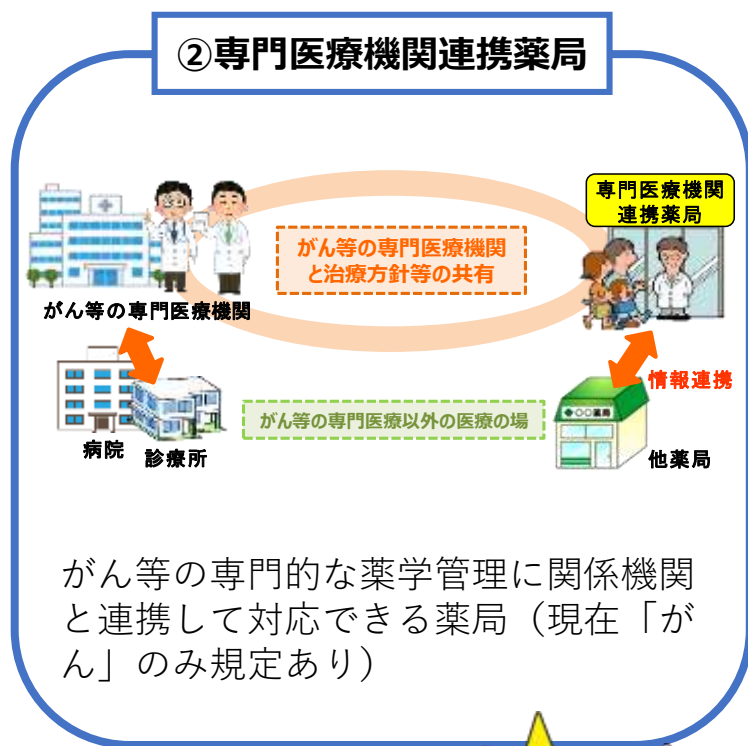
令和3年8月から、患者さんが自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する薬局を県知事が認定する制度（認定薬局制度）が始まります。

認定は次の2種類について行います。

## ①地域連携薬局



## ②専門医療機関連携薬局



認定基準はこちらから→

## 受付窓口・お問い合わせ

薬局の所在地	受付窓口・お問い合わせ	電話番号
岡山市、倉敷市	岡山県保健福祉部医薬安全課 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7340
玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、備前市、赤磐市、和気町	備前保健所衛生課 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-4038
総社市、早島町、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	備中保健所衛生課 倉敷市羽島1083	086-434-7027
高梁市、新見市	備北保健所備北衛生課 高梁市落合町近似286-1	0866-21-2837
真庭市、新庄村	真庭保健所真庭衛生課 真庭市勝山591	0867-44-2918
津山市、鏡野町、美咲町、久米南町、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	美作保健所衛生課 津山市椿高下114	0868-23-0133

# 地域連携薬局の認定基準

## 1 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備がある



利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備（あらかじめ椅子を備えておく必要はありませんが、その場合、利用者に座って相談が受けられることが可能であることが容易に認識できるように声かけや掲示等の配慮が必要です。当該設備は薬局の構造設備（情報提供設備）になります。）

相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備（座った利用者の顔や相談内容が分からないように待合から離す、パーティションを設置する等だけでなく、利用者が安心して相談でき、より丁寧に服薬指導等が実施できるような設備が必要です。）

## 2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備がある



利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している、段差のない入口である、車いすでも来局できる構造である等を言います。（建築物移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項）を参考にしてください）

## 3 地域包括ケアシステムの構築に資する会議へ継続的に参加している

申請の前月までの過去1年間の実績が必要です。地域包括ケアシステムの構築に資する会議とは、市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議、退院時カンファレンスのことです。（会議への参加方法はオンライン、書面等でも構いません。）

## 4 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制である

例えば、

- ①ハイリスク薬等を服用する外来の利用者が地域連携薬局に来局した際に、利用者から服薬状況や副作用の発生の有無などの服薬情報を入手し、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供する
  - ②入院時には、医療機関において適切な薬学的管理を行うため、地域連携薬局が有する利用者の入院前の服薬情報等を、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供する
  - ③退院時には、退院後に地域連携薬局が適切な薬学的管理を行うため、退院時カンファレンスに参加し、医療機関に勤務する医師、薬剤師等から入院時の服薬情報や退院後の療養上の留意点等について必要な指示・情報提供等を受ける
  - ④在宅医療を行う際には、主治医の指示等に基づいて地域連携薬局が居宅等において適切に薬学的管理を行うため、在宅における服薬状況等を適切に把握し、利用者の薬物療法等に必要となる薬剤や医療材料等の情報とともに、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供する
- 等の体制が構築されていることが必要です。

## 5 4の報告及び連絡の実績が月平均30回以上ある



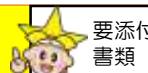
申請の前月までの過去1年間の実績が必要です。なお、実績は書面で記録を残す必要があります。（地域包括ケアシステムのネットワークの中でチャット等電子的方法で行ったのであれば印刷して保存してください。）

## 6 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制がある






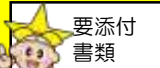

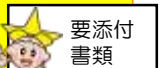

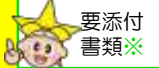
利用者の薬剤等の薬剤服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等に関する情報を報告及び連絡する方法等を手順書に記載する等明確にしていることが必要です。

## 7 開店時間外の相談に対応する体制がある



利用者から電話相談等があった場合、開店時間外であっても薬局で相談等を受けられる体制のことです。また、当該内容（利用者が連絡できる電話番号等）については、文書又は薬袋へ記載し利用者等へ渡してください。

## 地域連携薬局の認定基準

- 8 休日及び夜間の調剤応需体制がある 
- 自局で対応する他、地域の輪番制に参加して（休日当番薬局の参加、休日・夜間診療所等への薬剤師派遣等）対応しても構いません。
- 9 在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制がある 
- 10 麻薬の調剤応需体制がある（麻薬小売業者の免許を受けている） 
- 11 無菌製剤処理を実施できる体制がある 
- 自局で行う他、他の薬局の無菌調剤室を共同利用する体制が必要です。（日常生活圏域に無菌調剤処理が可能な他の薬局が存在しない場合には、当分の間、適切な実施薬局を紹介すること等の対応で差し支えありません。）
- 12 医療安全対策を講じている
- 医薬品に係る副作用等の報告、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加、製造販売業者による市販直後調査への協力、RMPに基づく患者向け資料の活用、PMDAナビ等を活用した服薬指導等を行っていることをいいます。
- 13 常勤として勤務している薬剤師の半数以上が継続して1年以上常勤として勤務している 
- 申請の前月までに継続して1年以上常勤（週当たり32時間以上）として申請する薬局に勤務している薬剤師が半数以上いることが必要です。
- 常勤として勤務している薬剤師の半数以上が地域包括ケアシステムに関する研修を修了している
- 「地域包括ケアシステムに関する研修」とは「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」に基づき研修機関が実施した健康サポート薬局に係る研修が該当します。（当該研修における5年以上の実務経験は不要です。）
- 14 地域包括ケアシステムに関する内容の研修を計画的に受講している 
- 上記薬剤師以外の薬剤師に対して行う研修です。外部研修が望ましいですが、開設者自ら行う研修でも構いません。
- 15 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報を提供している 
- 申請の前月までの過去1年間において、新薬の情報、同一薬効群における医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、後発医薬品の品質に関する情報や製剤の工夫等の特徴等、医薬品の適正使用に関する情報を提供した実績が必要です。
- 16 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を月平均2回以上実施した実績がある
- 申請の前月までの過去1年間の実績が必要です。
- 17 医療機器及び衛生材料を提供するための体制がある 
- 高度管理医療機器等販売業の許可を受けている。



# 専門医療機関連携薬局（がん）の認定基準

## 1 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備がある



利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室等の設備（より安心して相談ができる環境を確保する必要があります。個室に限らず服薬指導等を行うカウンターのある場所や利用者の待合スペースから十分離れていて、プライバシーに配慮した場所であれば要件を満たしています。当該設備は薬局の構造設備（情報提供設備）になります。）

相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備（パーティションを設置する等だけでなく、利用者が安心して相談でき、より丁寧に服薬指導等が実施できるような設備が必要です。）

## 2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備がある



利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している、段差のない入口を設置している、車いすでも来局できる構造である等を言います。（建築物移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項）を参考にしてください。）

## 3 がん治療に係る医療機関との間で開催される会議へ参加している

申請の前月までの過去1年間の実績が必要です。岡山県内のがん治療に係る医療機関は岡山大学病院、岡山済生会総合病院、岡山赤十字病院、岡山医療センター、倉敷中央病院、川崎医科大学附属病院、津山中央病院、高梁中央病院、金田病院、岡山労災病院、岡山市立市民病院、川崎医科大学総合医療センター、倉敷成人病センター（R3.4.1現在）です。（会議への参加方法はオンライン、書面等でも構いません。）

上記の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制である

例えば、

- ① がん治療を行った医療機関における患者の治療方針（レジメン等）を理解し、当該患者の服薬情報を把握するとともに、副作用等の必要な情報を入手し、がん治療に係る医療機関の医師、薬剤師等に提供する
- ② 外来化学療法で治療を受けているがん患者が在宅医療に移行する際には、主治医の指示等に基づいて居宅等を訪問する薬局の薬剤師が適切に薬学的管理を行うため、専門医療機関連携薬局ががん治療に係る医療機関の治療方針や服薬情報を当該薬局に提供する等の体制が構築されていることが必要です。

## 4 利用するがん患者数の半数以上の方について、上記の報告及び連絡の実績がある



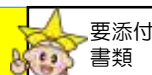
申請の前月までの過去1年間の実績が必要です。がん患者とは、抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている方です。（がん治療に係る医療機関と連携を行う中で、対象となる方を判断してください。）

## 5 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制である



利用者の薬剤等の薬剤服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等に関する情報を報告及び連絡する方法等を手順書に記載する等明確にしていることが必要です。

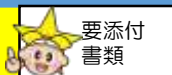
## 6 開店時間外の相談に対応する体制がある



利用者から電話相談等があった場合、開店時間外であっても薬局で相談等を受けられる体制のことであり、また、当該内容（利用者が連絡できる電話番号等）については、文書又は薬袋へ記載し利用者等へ渡してください。

# 専門医療機関連携薬局（がん）の認定基準

## 7 休日及び夜間の調剤応需体制がある

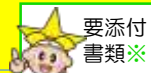


自局で対応する他、地域の輪番制に参加（休日当番薬局の参加、休日・夜間診療所等への薬剤師派遣等）して対応しても構いません。

## 8 在庫として保管するがんに係る医薬品（抗がん剤のほか支持療法で用いる医薬品を含む）を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制がある



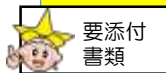
## 9 麻薬の調剤応需体制がある（麻薬小売業者の免許を受けている）



## 10 医療安全対策を講じている

医薬品に係る副作用等の報告、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加、製造販売業者による市販直後調査への協力、RMPに基づく患者向け資料の活用、PMDAナビ等を活用した服薬指導等を行っていることをいいます。

## 11 常勤として勤務している薬剤師の半数以上が継続して1年以上常勤として勤務している

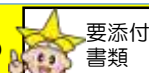


申請の前月までに継続して1年以上常勤（週当たり32時間以上）として申請する薬局に勤務している薬剤師が半数以上いることが必要です。

### がんの専門性を有する常勤として勤務している薬剤師がいる

専門性を有する薬剤師の認定団体については別途ホームページで確認ください。

## 12 がんに係る専門的な内容の研修を受講している



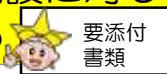
上記薬剤師以外の薬剤師に対して行う研修です。外部研修が望ましいですが、開設者自ら行う研修でも構いません。

## 13 地域の他の薬局に対してがんに係る専門的な内容の研修を実施している



がんに係る専門的な薬学的知見に基づく指導等の内容だけでなく、利用者が安心して医療を受けることができるよう、コミュニケーション等を含めた指導方法の内容も当該研修に含まれます。


## 14 地域の他の医療提供施設に対してがんに係る医薬品の適正使用に関する情報提供を行っている



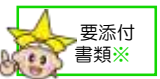
申請の前月までの過去1年間において、抗がん剤や支持療法で用いられる医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、承認審査で用いられた臨床試験の情報、PMDAにおける当該医薬品の審査報告書の情報、医薬品リスク管理計画の情報など、がん治療で用いられる医薬品の適正使用に関する情報を提供した実績が必要です。



## 認定を受けるには

- ① ホームページから申請書及び基準適合表を印刷
- ② 各書類に記載されている注意及び記入要領に沿って記入し、  
 マークのある項目について添付書類を準備する

※ 基準について、全ての項目を満たしている必要があります。

※  マークがある場合は、該当事項の記載で添付書類を省略できます。

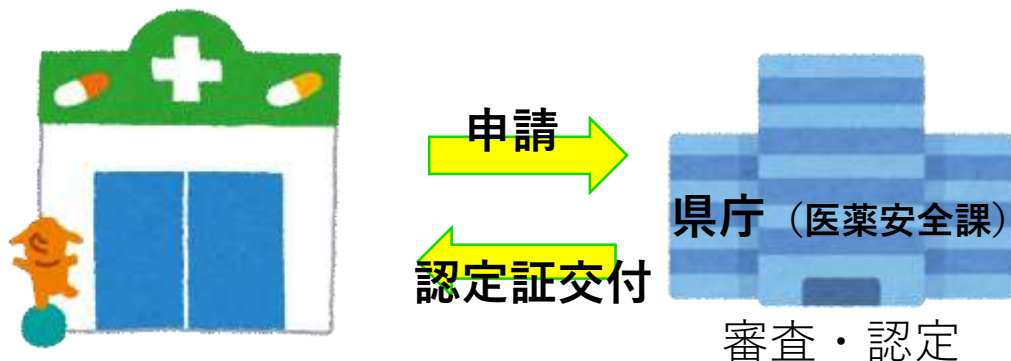
- ③ 手数料を添えて管轄の保健所等に申請する
- ④ 審査後、認定されると、認定証が交付されます

※ 1年毎の更新申請が必要です。

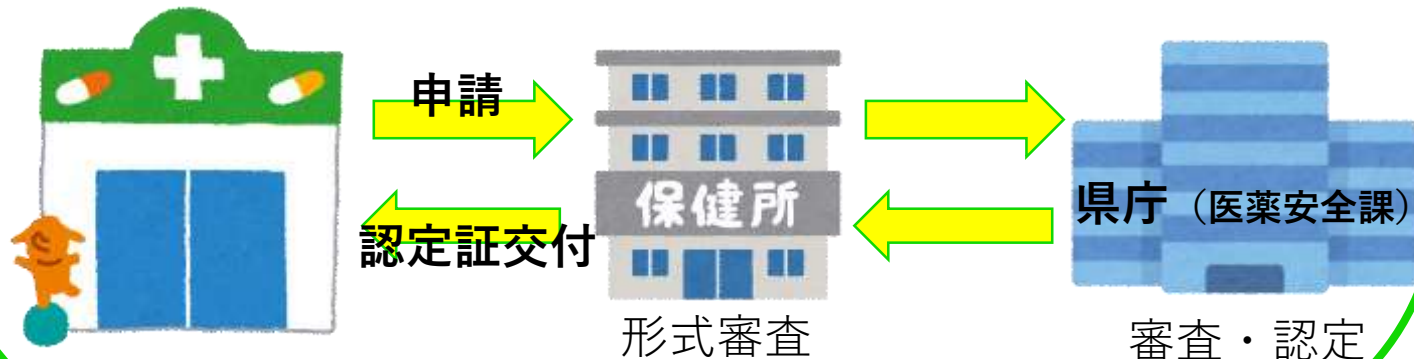
※ 申請から認定証交付までは約1ヶ月必要です。

※ 事前申請が可能ですが、令和3年8月1日より前に申請しても、認定の始期は令和3年8月1日以降となります。

### 岡山市、倉敷市内の薬局



### 岡山市、倉敷市以外の薬局



### よくあるお問合せ

Q.認定を受けるには費用がかかりますか？

A.申請手数料が必要です。その他、認定証の書換え交付、再交付も手数料が必要です。

手数料はホームページでお知らせしています。

Q.認定を受けるとずっと有効なのですか？

A.1年毎に更新手続きが必要です。

Q.項目にある「実績」がよくわかりません。

A.ホームページをご覧ください、引き続き不明点がありましたら申請する保健所等へ御相談ください。

